

国立大学法人愛媛大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員^{（注）}の期末特別手当の額は、国立大学法人愛媛大学役員給与規程により、学長が、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	平成17年12月1日より俸給月額を1,069,000円から1,065,000円に改定 平成17年12月の期末特別手当の支給割合を1.7月分から1.725月分に改定
理事	平成17年12月1日より俸給月額を704,000円～843,000円から701,000円～840,000円に改定 平成17年12月の期末特別手当の支給割合を1.7月分から1.725月分に改定
理事(非常勤)	平成17年12月1日より非常勤役員手当を80,000円から79,800円に改定
監事	平成17年12月1日より俸給月額を783,000円から780,000円に改定 平成17年12月の期末特別手当の支給割合を1.7月分から1.725月分に改定
監事(非常勤)	平成17年12月1日より非常勤役員手当を80,000円から79,800円に改定

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	17,956	12,812	5,144	()		
理事 (4人)	57,089	40,416	16,227	383 63 (通勤手当) (単身赴任手当)	4月1日1名 3月1日3名	2月28日3名
理事 (非常勤) (1人)	959	959		()	3月1日1名	2月28日1名
監事 (1人)	13,152	9,384	3,768	()		
監事 (非常勤) (1人)	959	959		()		

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長					該当者なし
理事					該当者なし
監事					該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

中期計画に基づき、引き続き教員の教育研究組織の見直しを行っており、柔軟かつ機動的な組織の編成又は再編に取り組んでいる。また、職員についても、組織の効率化及び合理化を図りながら、人件費の適正な管理に努めている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、特別昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
給与:俸給(昇給)	一定期間を良好な成績で勤務したときに、1号俸上位の号俸に昇給させることがある。
給与:俸給(特別昇給)	勤務成績等を踏まえ、成績が特に優秀である場合、上位の号俸に昇給させることがある。
給与:俸給(昇格)	勤務成績が特に良好で、かつ昇格基準を満たしている場合、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることがある。
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における、その者の勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき、支給する。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

特殊勤務手当(夜間診療手当)の改定:医師又は歯科医師免許を所有する教員で、正規の勤務時間による勤務が深夜の全部において行われる医師又は歯科医師の業務の1回15,000円を1回20,000円に改定

宿日直手当(医師の宿日直勤務)の改定:1回15,000円から1回20,000円に改定

特殊勤務手当(夜間検査等手当)の新設:附属病院に勤務する医療技術職員が、正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる検査等の業務に従事した場合、勤務1回につき2,900円を支給する。

特殊勤務手当(特任講師授業担当手当)の新設:特任講師に任命された助手が、所属学部内の授業又は共通教育科目の専攻別基礎科目の授業を1回以上担当した場合、年額12,000円を支給する。

特殊勤務手当(放射線取扱手当)の改定:附属病院に所属する診療放射線技師等がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業及びこれら以外の職員で、電離放射線障害防止規則に規定する管理区域内において行う業務に従事した場合の1日230円から1月7,000円に改定

俸給月額改定:平成17年12月から、全俸給表の俸給月額を引下げ(改定率 0.3%)

扶養手当の改定:平成17年12月から、配偶者に係る扶養手当を13,500円から13,000円に引下げ

初任給調整手当の改定:平成17年12月から、最高50,200円から50,000円に引下げ

俸給の調整額の改定:平成17年12月から、俸給月額の改定に伴う調整基本額の見直し

勤勉手当の改定:12月の支給割合を0.7月分から0.725月分に引上げ

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	1,600	45.2	7,136	5,154	58	1,982
事務・技術	413	46.7	5,991	4,359	71	1,632
教育職種 (大学教員)	737	48.2	8,789	6,299	57	2,490
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	273	35.2	4,775	3,493	44	1,282
技能・労務職種	14	52.7	5,301	3,867	66	1,434
教育職種 (附属高校教員)	54	44.2	7,437	5,477	58	1,960
教育職種 (附属義務教育学校教員)	43	41.3	6,864	5,040	48	1,824
医療職種 (病院医療技術職員)	64	44.4	5,935	4,310	64	1,625
その他医療職種 (看護師)	2					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	1					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
常勤職員 (その他)	1					
再任用職員	該当者なし					

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	63	37.3	3,329	2,666	45	663
事務・技術	31	44.1	2,973	2,213	60	760
教育職種 (大学教員)	9	39.3	4,569	3,352	33	1,217
医療職種 (病院医師)	14	27.8	3,402	3,402	0	0
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
医療職種 (病院医療技術職員)	9	27.1	3,204	2,396	75	808

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の「技能・労務職種」とは、調理師、医療機器操作員、自動車運転手等を示す。

注3:常勤職員の「教育職種(附属高校教員)」には、附属養護学校教員を含む。

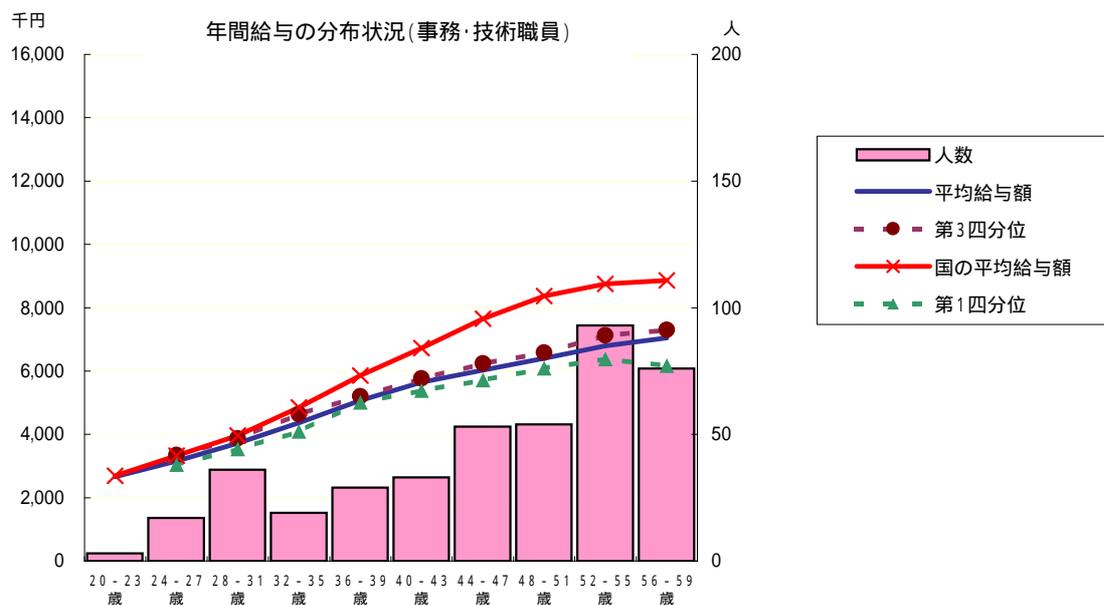
注4:常勤職員の「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注6:任期付職員の「常勤職員(その他)」とは、法科大学院の教員を示すが該当者が1名のため、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注7:非常勤職員の「医療職種(病院医師)」とは、医員を示す。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



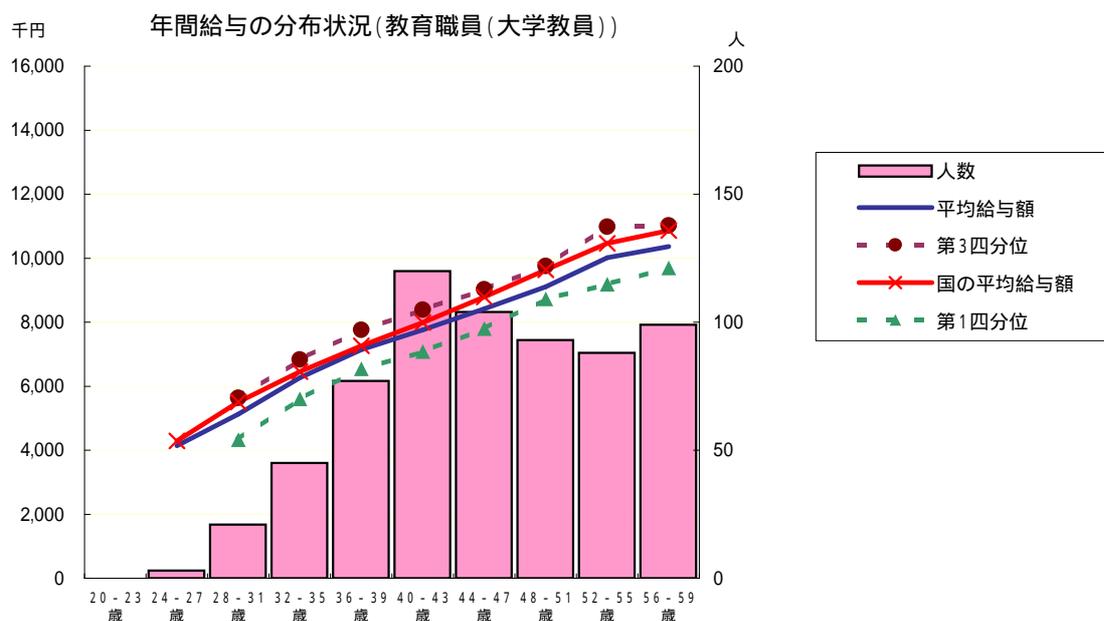
注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

注2: 年齢20～23歳の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位折れ線については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・課長	36	55.0	7,404	7,949	8,644
・係長	144	51.6	6,181	6,421	6,641
・係員	78	30.5	3,317	3,772	4,149

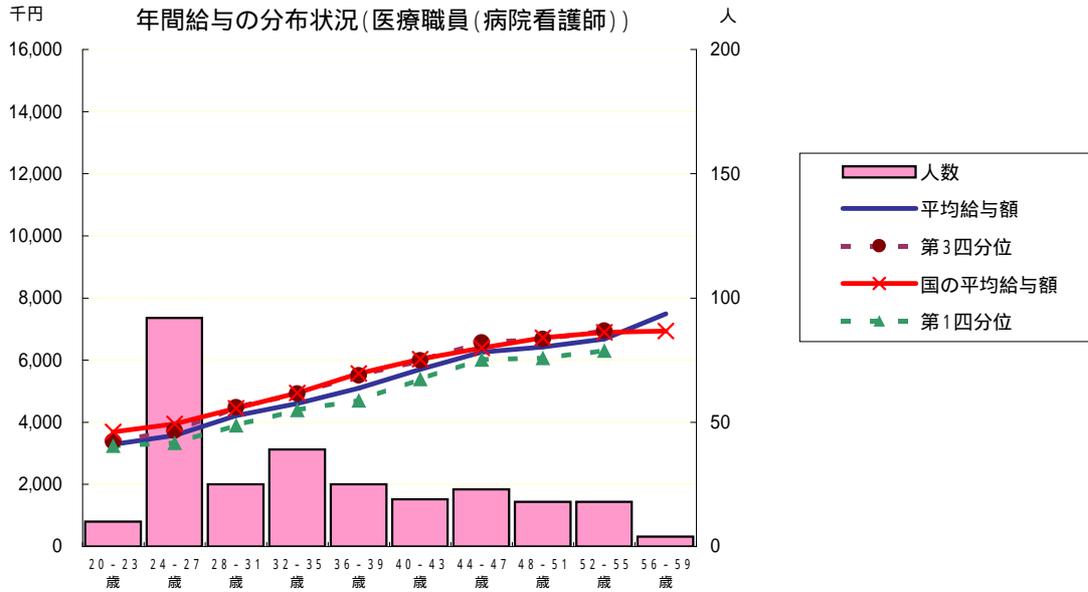
注: 「課長」には、課長相当職である「室長」を含む。



注: 年齢24～27歳の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位折れ線については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・教授	277	55.7	10,028	10,564	11,059
・助教授	248	45.7	7,874	8,364	9,014
・助手	148	40.3	6,084	6,531	7,099



注:年齢56～59歳の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位折れ線については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・看護師長	25	50.2	6,470	6,753	6,951
・副看護師長	45	43.9	5,660	5,997	6,440
・看護師	199	31.1	3,486	4,138	4,708

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長	課長 部長
人員 (割合)	413	21 (5.1%)	57 (13.8%)	247 (59.8%)	46 (11.1%)	27 (6.5%)	10 (2.4%)
年齢(最高 ~最低)		29 ~ 22	49 ~ 27	59 ~ 35	59 ~ 51	59 ~ 42	59 ~ 49
所定内給 与年額(最高 ~最低)		2,683 ~ 1,850	4,380 ~ 2,362	5,322 ~ 3,253	5,652 ~ 4,575	6,452 ~ 4,693	7,061 ~ 6,294
年間給与 額(最高 ~最低)		3,547 ~ 2,547	5,884 ~ 3,233	7,310 ~ 4,503	7,812 ~ 6,335	8,720 ~ 6,620	9,635 ~ 8,644

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	副学長	副学長	副学長
人員 (割合)	-	4 (1.0%)	1 (0.2%)	該当者なし ()	該当者なし ()
年齢(最高 ~最低)		58 ~ 55	~	~	~
所定内給 与年額(最高 ~最低)		7,949 ~ 6,986	~	~	~
年間給与 額(最高 ~最低)		10,835 ~ 9,516	~	~	~

注1:「課長」には、課長相当職である「室長」を含む。

注2:8級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	737 人	12 人 (1.6%)	148 人 (20.1%)	55 人 (7.5%)	245 人 (33.2%)	277 人 (37.6%)
年齢(最高 ~最低)		54 歳 ~ 26	61 歳 ~ 26	64 歳 ~ 30	64 歳 ~ 34	64 歳 ~ 41
所定内給 与年額(最高 ~最低)		4,275 千円 ~ 2,695	5,718 千円 ~ 3,033	6,844 千円 ~ 3,738	7,575 千円 ~ 4,413	10,200 千円 ~ 5,873
年間給与 額(最高 ~最低)		5,929 千円 ~ 3,603	8,103 千円 ~ 4,111	9,295 千円 ~ 5,185	10,193 千円 ~ 6,194	14,147 千円 ~ 8,242

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護部長	看護部長
人員 (割合)	273 人	該当者なし 人 (%)	199 人 (72.9%)	45 人 (16.5%)	27 人 (9.9%)	1 人 (0.4%)	1 人 (0.4%)
年齢(最高 ~最低)			53 歳 ~ 22	57 歳 ~ 34	56 歳 ~ 38	~	~
所定内給 与年額(最高 ~最低)			4,826 千円 ~ 2,245	5,303 千円 ~ 3,503	5,319 千円 ~ 4,233	~	~
年間給与 額(最高 ~最低)			6,603 千円 ~ 3,091	7,297 千円 ~ 4,764	7,476 千円 ~ 5,823	~	~

区分	計	7級
標準的な職位		看護部長
人員 (割合)	- 人	該当者なし 人 (%)
年齢(最高 ~最低)		~ 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		~ 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		~ 千円

注: 5級及び6級における該当者が各1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	59.7%	63.7%	61.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	40.3%	36.3%	38.2%
	最高～最低	46.7～32.8%	39.8～30.4%	43.2～31.7%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.3%	68.9%	67.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.7%	31.1%	32.4%
	最高～最低	36.4～30.7%	35.5～28.3%	33.9～29.8%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.0%	65.5%	64.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.0%	34.5%	35.2%
	最高～最低	42.9～32.6%	39.8～30.5%	41.2～31.5%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.2%	68.7%	67.5%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.8%	31.3%	32.5%
	最高～最低	36.4～31.0%	34.9～28.9%	35.1～29.9%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.6%	68.2%	67.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.4%	31.8%	33.0%
	最高～最低	36.4～31.3%	34.0～29.1%	33.7～30.2%

注: 医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

80.5
94.2

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一))
対他の国立大学法人等

96.0
94.8

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))
対他の国立大学法人等

93.8
96.5

注1:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

注2:教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 13,928,294	千円 14,020,900	千円 (%) 92,606 (0.7)	千円 (%) 92,606 (0.7)
退職手当支給額 (B)	千円 1,372,880	千円 1,558,618	千円 (%) 185,738 (11.9)	千円 (%) 185,738 (11.9)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,834,209	千円 1,727,152	千円 (%) 107,057 (6.2)	千円 (%) 107,057 (6.2)
福利厚生費 (D)	千円 1,935,055	千円 1,915,122	千円 (%) 19,933 (1.0)	千円 (%) 19,933 (1.0)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 19,070,438	千円 19,221,792	千円 (%) 151,354 (0.8)	千円 (%) 151,354 (0.8)

注1:「退職手当支給額」の金額は、端数処理において単位未満切り捨てとしているため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における退職給付の合計額と一致しない。

注2:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

1. 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について、対前年度比を示し、その増減要因の説明

給与、報酬等支給総額 …… 対前年度比 0.7%

説明: 定年退職教員の1年間の不補充と職員の定員削減による約62,000千円の減及び事務系職員に係る超過勤務の縮減を図ったことによる時間外勤務手当約30,000千円の減による。

最広義人件費 …… 対前年度比 0.8%

説明: 上記の給与、報酬等支給総額の約92,000千円の減に加え、退職手当支給額が平成16年度に比して約185,000千円の減(自己都合退職等に係る退職手当支給額の減)となり、また、非常勤役職員等給与は、病院医師の勤務体制及び看護師の看護体制の見直し等により、約107,000千円の増加、及び福利厚生費は、掛け率の変更等に伴い約19,000千円の増加をしたが、結果として対前年度比で約151,000千円の減額となった。

2. 「行政改革の重要方針」による人件費削減の取組の状況

主務大臣が中期目標において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

・「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
・その具体的方策として、教職員の定員削減計画に基づき、概ね年1%の人件費の削減を図る。

その他

・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」 13,928,294千円

・基準年度(平成17年度)の「人件費予算相当額」 14,350,545千円

法人が必要と認める事項

特になし